

厚生労働省和歌山労働局発表
平成 26 年 8 月 29 日 (金)

厚生労働省和歌山労働局雇用均等室
 室長 藤田 恭子
 地方機会均等指導官 加藤 明子
 電話：073-488-1170
 F A X：073-475-0114

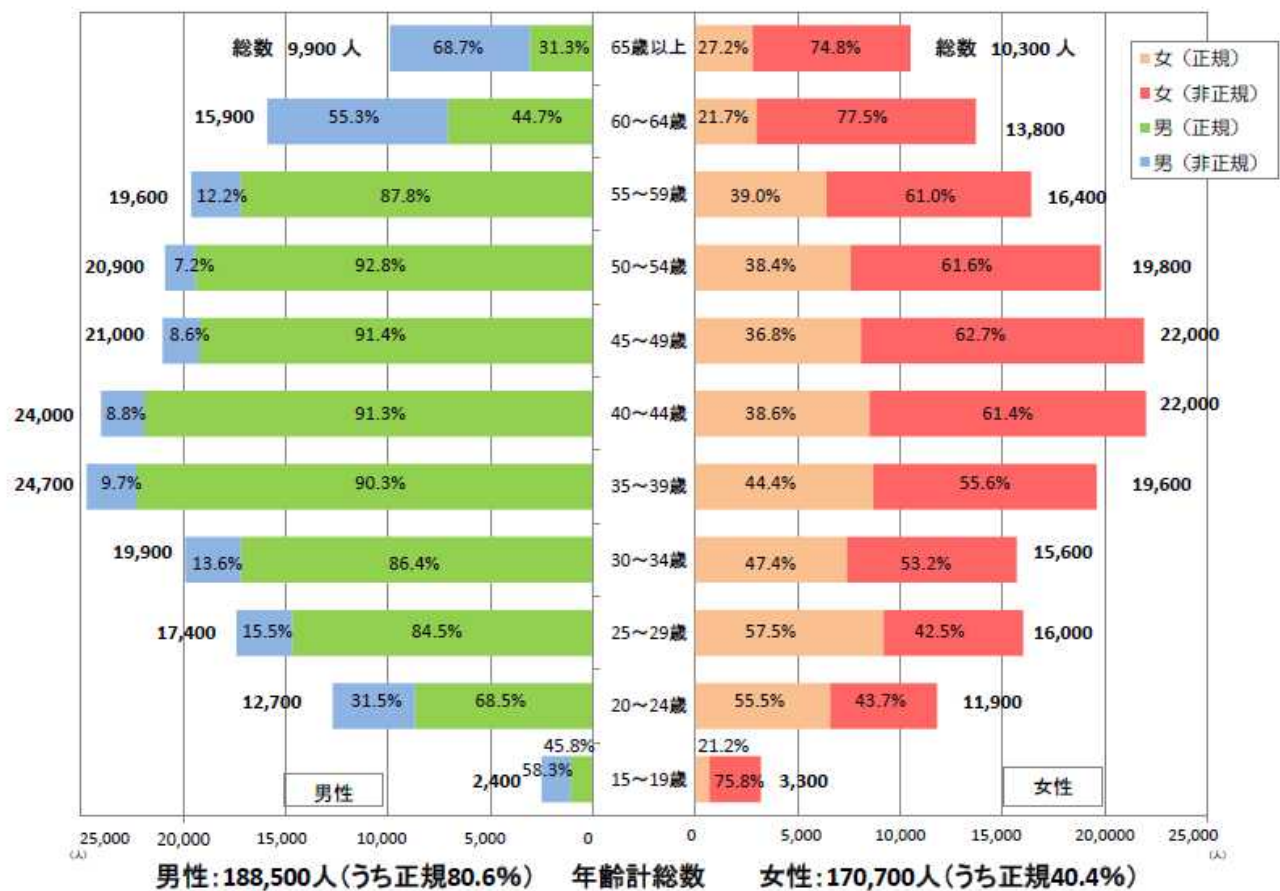
和歌山県の労働事情 第 21 号

和歌山県の働く女性の現状

1. 年齢階級別正規・非正規の状況

雇用者について、年齢階級別に正規・非正規の状況を全国と比較すると、男性は、すべての年齢階級で正規労働者の比率が高い。これに対し女性は、25～54 歳、60～64 歳は非正規労働者の比率が高くなっている (図表 1、2)。

図表 1 男女、年齢階級、正規・非正規別雇用者の状況 (2012)・和歌山県





※「正規」は「正規の職員・従業員」を、「非正規」は「非正規の職員・従業員」をいう。

資料出所: 総務省「平成 24 年就業構造基本調査」

図表2 男女、年齢階級別、雇用者に占める正規労働者の割合（2012）

（単位：％）

	全国		和歌山県	
	男	女	男	女
15～19 歳	34.5	18.8	45.8	21.2
20～24 歳	58.5	52.3	68.5	55.5
25～29 歳	79.6	60.7	84.5	57.5
30～34 歳	85.3	52.4	86.4	47.4
35～39 歳	89.1	46.2	90.3	44.4
40～44 歳	90.7	41.4	91.3	38.6
45～49 歳	90.9	39.0	91.4	36.8
50～54 歳	90.4	39.7	92.8	38.4
55～59 歳	85.7	37.1	87.8	39.0
60～64 歳	42.9	23.5	44.7	21.7
65 歳以上	26.1	25.9	31.3	27.2
年齢計	77.9	42.5	80.6	40.4

※  …全国より高い値
 …全国より低い値

※「正規労働者」は「正規の職員・従業員」をいう。

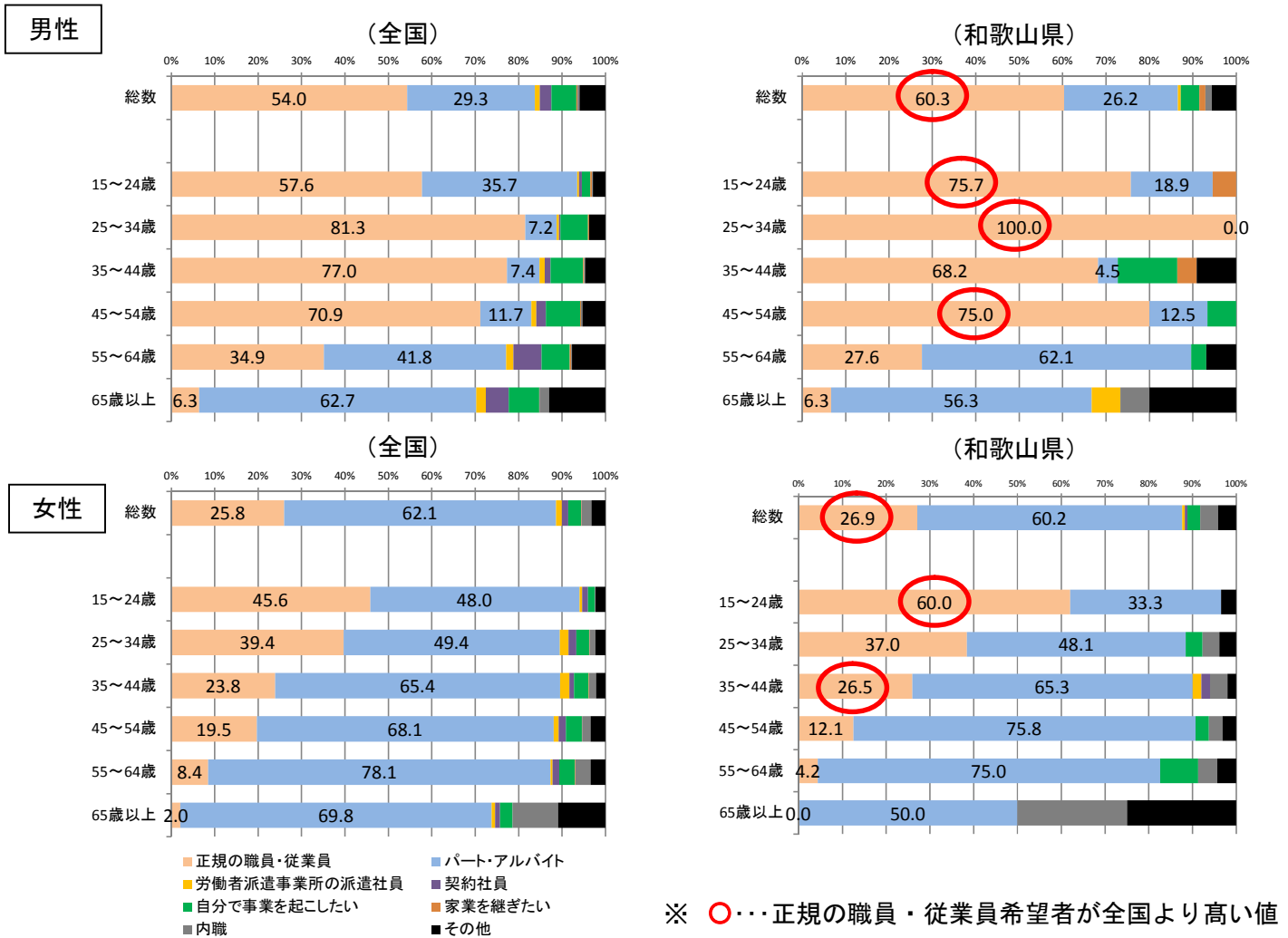
資料出所：総務省「平成24年就業構造基本調査」

2. 求職者の希望する仕事の形態

和歌山県の求職者は男女とも、全国に比べ正規労働を望む者の割合が高い（図表3）。

* 「求職者」とは、実際に仕事を探したり、準備したりしている者をいう。

図表3 求職者の希望する仕事の形態（男女・年齢階級別 2012）



資料出所：総務省「平成24年就業構造基本調査」

[総括]

和歌山県では、出産・育児期に正社員を希望する女性の割合には高いものがあるが、それが実現されていない状況にある。このため、和歌山労働局としては、「育児休業給付金」（別紙）の活用を進めていくこととしている。

育児休業給付金が引き上げられました!!

(育児休業開始前賃金の給付割合)

50%
平成26年3月まで



67%
平成26年4月から

※ 給付割合の引き上げは、休業開始から6か月間ですが、夫婦ともに取得すれば1年間割増給付を受給できます。

手取り賃金で比べると、休業前の約8割が支給されます!

育児休業前		〈収入のイメージ〉		育児休業中	
給与	230,000円			育児休業給付金	154,100円
所得税	5,000円			所得税	0円
社会保険料	30,000円			社会保険料	0円
雇用保険料	1,200円			雇用保険料	0円
住民税	15,000円			住民税	15,000円
手取り	178,800円			手取り	139,100円

- 育児休業給付金は非課税のため、所得税はかかりません(翌年度の住民税算定額にも含まれません)。
- 育児休業中の社会保険料は、**労使ともに免除されます**。給与所得が無ければ、雇用保険料も生じません。
- 住民税の徴収猶予制度が利用できる自治体もあります(詳しくはお住まいの市区町村へお問い合わせください)。

育児休業給付金が拡大した今こそ パパが育児休業を取るチャンスです!!



男性の育休取得によるメリット



1 家庭が安定する

- 子育ての喜びと苦勞を分かち合うことで、夫婦の絆が深まる。
- ママの育児ストレスが減り、第二子以降も生き育てやすい。

2 仕事に好影響

- 時間意識が高まり、生産性の向上に繋がる。
- 情報の共有化により、チームワークが高まる。

3 ママが輝く

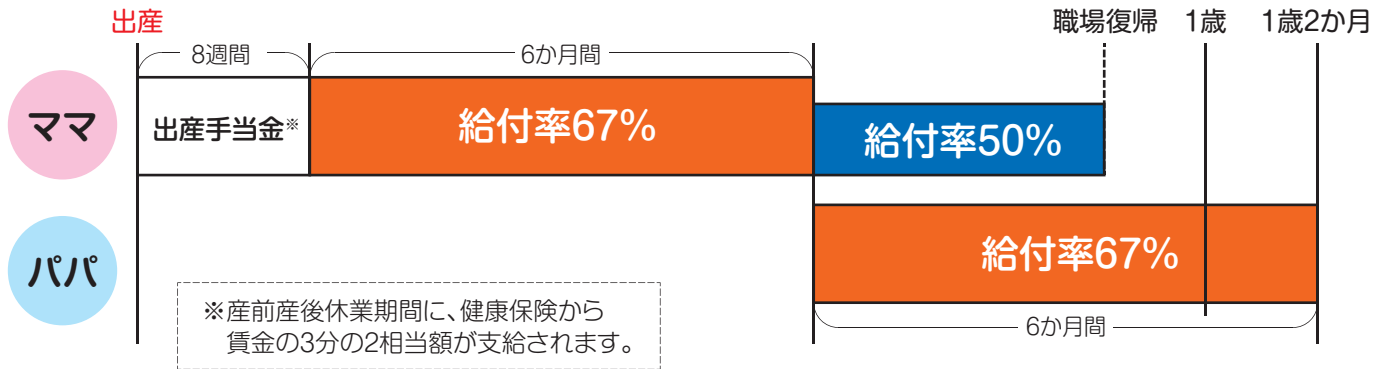
- 仕事と育児を両立しやすくなり、女性が活躍する場が広がる。
- 「女性の力」が発揮されることで、企業経営にもプラス効果。



パパ・ママで半年ずつ取得すれば、 1年間割増給付が可能です!!

〈取得例〉 ママが6か月間取得後、パパが6か月間取得。
合わせて1歳2か月まで67%給付(手取り賃金の約8割)。

*パパ・ママ育休プラス制度を利用した場合



Let's イクメン



部長! 僕にも育児休業を取らせていただけますか?



「わが社のイクメン第一号! 応援してるぞ!」
「復帰後は育児の経験を仕事にも活かして頑張ってくれ」

あなたもイクメンになって、夫婦の絆、親子の絆を深めましょう!
育児休業を取るなら今です!



「奥さんだけ休めばいいじゃないか」
「もう昇進は諦めるのだな?」
「育児休業から戻ってきても席はないぞ」

その発言、問題です! 育児休業を認めないことや、
取得を理由に不利益取扱いを行うことは禁止されています。

都道府県労働局雇用均等室

育児休業制度の問い合わせや、お困りごとの相談は、下記までご連絡ください。

北海道	011-709-2715
青森	017-734-4211
岩手	019-604-3010
宮城	022-299-8844
秋田	018-862-6684
山形	023-624-8228
福島	024-536-4609
茨城	029-224-6288
栃木	028-633-2795
群馬	027-210-5009
埼玉	048-600-6210
千葉	043-221-2307
東京	03-6893-1100 03-3512-1611
神奈川	045-211-7380
新潟	025-288-3511

富山	076-432-2740
石川	076-265-4429
福井	0776-22-3947
山梨	055-225-2859
長野	026-227-0125
岐阜	058-245-1550
静岡	054-252-5310
愛知	052-219-5509
三重	059-226-2318
滋賀	077-523-1190
京都	075-241-0504
大阪	06-6941-8940
兵庫	078-367-0820
奈良	0742-32-0210
和歌山	073-488-1170
鳥取	0857-29-1709

島根	0852-31-1161
岡山	086-224-7639
広島	082-221-9247
山口	083-995-0390
徳島	088-652-2718
香川	087-811-8924
愛媛	089-935-5222
高知	088-885-6041
福岡	092-411-4894
佐賀	0952-32-7218
長崎	095-801-0050
熊本	096-352-3865
大分	097-532-4025
宮崎	0985-38-8827
鹿児島	099-222-8446
沖縄	098-868-4380

※育児休業給付については最寄りのハローワークへお問い合わせください。